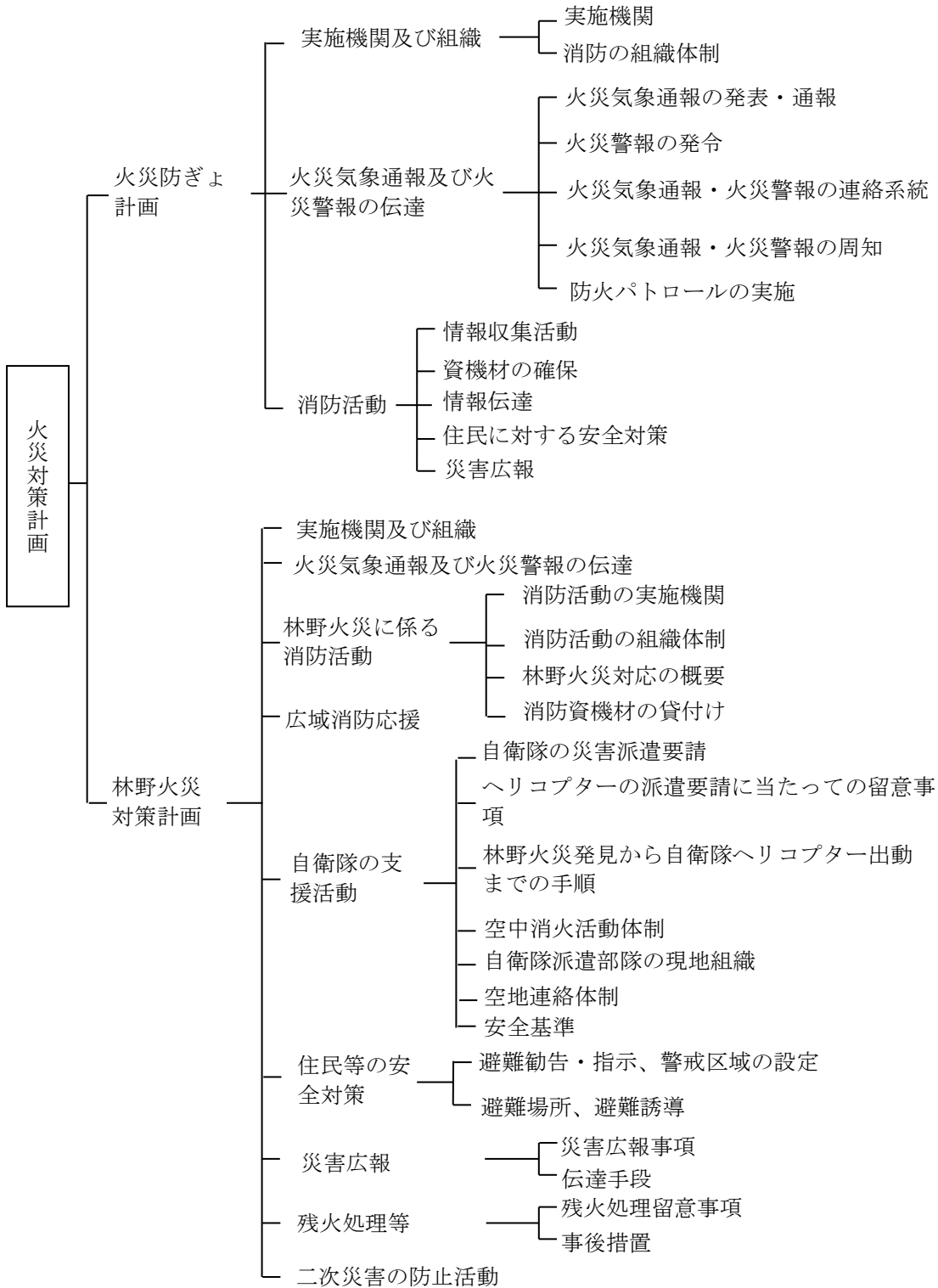


第20章 火災対策計画

基本的な考え方

火災による被害の軽減を図るため、消防活動及び消防応援等についての火災防ぎょ計画を定めるとともに、大規模林野火災の自衛隊災害派遣等について林野火災対策計画を定める。



第1節 火災防ぎょ計画

火災の警戒及び延焼の防止等、火災防ぎょに必要な対策について定める。

なお、大規模地震時における消防活動については、震災対策編第3編第12章第2節に定めている。

第1項 実施機関及び組織

1 実施機関

(1) 町

現行の消防組織は町消防が原則であり、従って区域内における建物、山林等の火災にかかる防ぎょ活動を実施する。

(2) 海上保安部・署

海上における船舶等の火災にかかる防ぎょ活動を実施する。

(3) 県

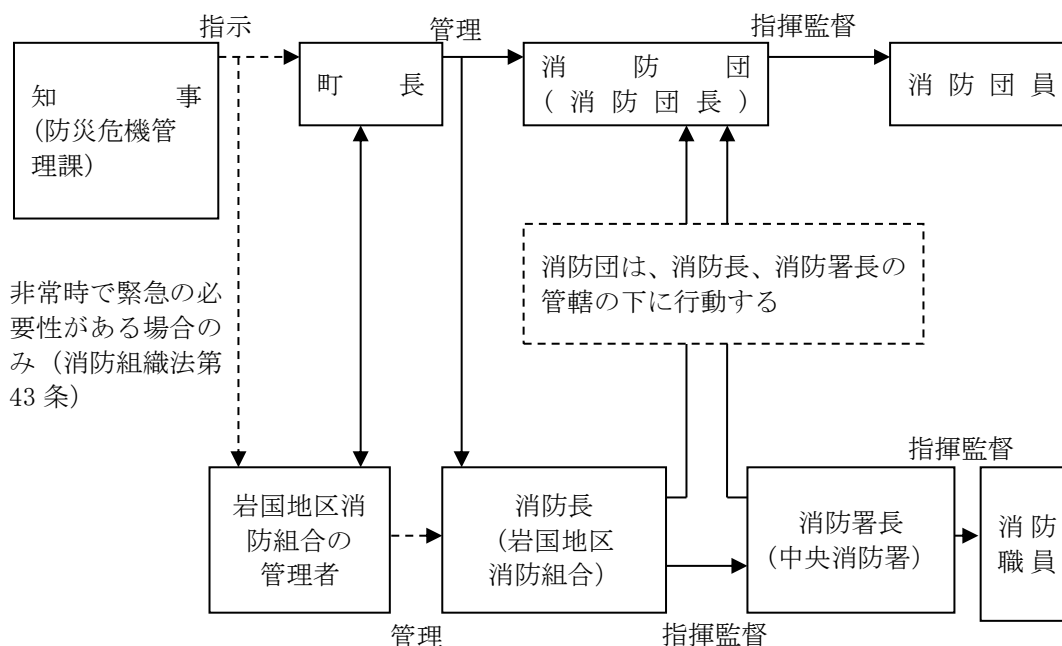
大規模火災で必要がある場合、又は被災市町から要請のある場合、市町相互間の連絡調整又は火災防ぎょのための必要な指導、助言若しくは勧告等を実施し、町を支援する。

(4) 警察本部

住民の生命身体及び財産の保護を図るため、消防と相互に協力して火災の防ぎょに必要な措置（交通規制等）を行う。

2 消防の組織体制

消防機関の系統及び県との関係は下記のとおりである。



第2項 火災気象通報及び火災警報の伝達

1 火災気象通報の発表・通報

(1) 下関地方気象台は、気象の状況が火災予防止危険であると認めるときは火災気象通報をもってその状況を知事に通報する。

発表は、市町ごとに発表され、当日の予想を対象として状況変化で通知される。

下関地方気象台長が、県知事に対して火災予防止危険であるとして通報する場合の気象観測値は、おおむね次のとおりである。

- ア 実効湿度 65%以下で最小湿度 25%以下のとき。
 - イ 実効湿度 50%以下で最小湿度 35%以下のとき。
 - ウ 実効湿度 60%以下、最小湿度 35%以下で最大風速 10 m/s 以上を伴うとき。
 - エ 最大風速 15 m/s 以上のとき。ただし、日降水量 1 mm 以上の場合を除く。
- (2) 知事（防災危機管理課（消防防災課））は、下関地方気象台から気象の状況が火災予防上危険である旨の通報があったときは直ちにこれを市町長に通報する。

2 火災警報の発令

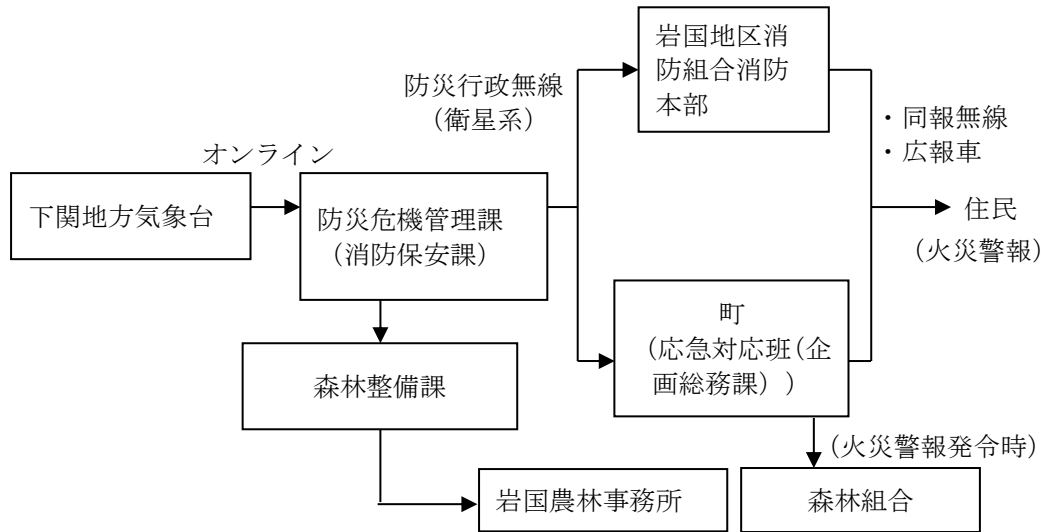
町長は、県知事（防災危機管理課（消防防災課））から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるときは、町民に対して警戒を喚起するため「火災警報」を発令する。

なお、火災警報の発令基準については、町において地域の実態を加味しあらかじめ決めておくものとする。

気象台からの火災気象通報以外にも火災予防上必要な注意報として以下のものがあり、町長はこれを有効に活用し必要な措置を講じるものとする。

強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予測される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速が 10 m/s を超えると予想される場合
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 最小湿度が 40%以下で、実効湿度が 65%以下になると予想される場合

3 火災気象通報・火災警報の連絡系統



4 火災気象通報・火災警報の周知

(1) 火災発生防止のための住民への呼び掛け

ア 県（防災危機管理課（消防保安課））は、下関地方気象台から火災気象通報を受けた場合、森林整備課に連絡するとともに町及び消防本部に防災行政無線（一斉 F A X）により伝達し注意を促す。

イ 県から通報を受けた町長（消防長）は、防災行政無線、CATV、広報車、和木町防災メール等を活用して住民に対して火の元の確認等について呼び掛け、火災発生の未然防止を図る。

(2) 町は、火災警報を発令したときは以下の方法により（単独で又は組み合わせるなどして）町民に周知を図る。

- ア 主要公共建物の掲示板に必要事項を掲示
- イ 防災行政無線（同報系）、CATV を使用しての放送

- ウ 主要地域における吹流しの掲揚
- エ 警報信号（消防法施行規則別表 1 の 3）
- オ 広報車による巡回広報

5 防火パトロールの実施

火災の多発期には、火災予防と火災の早期発見のため、町職員、消防職員、消防団員等による防火パトロールを強化するとともに、乾燥・強風時（警報・注意報発表中）には、特に警戒体制を強め、広報車等でのパトロールを強化する。

第 3 項 消防活動

町長は、当該区域内における消防に関して定めている「消防計画」及び「和木町地域防災計画」に基づき、所有する資機材、人員を活用して迅速かつ効果的な消防活動を実施する。

1 情報収集活動

火災発生時における応急対策活動を効率よく実施するためには、正確かつ的確な情報を迅速に入手し、判断することが重要となる。

このため、町、消防機関は情報収集体制を早期に確立するとともに、使用可能なあらゆる手段を有効に活用し、必要な情報を収集する。

初期情報	中期情報
<ul style="list-style-type: none"> ・火災の発生場所、程度、延焼方向 ・大規模救助、救急事象の発生場所及び程度 ・付近の消防水利の状況 ・進入路確保の有無 ・その他必要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・延焼拡大発生場所、程度、現場活動着手の有無及び延焼危険とその方向 ・消火活動の見通し ・交通混雑による通行不能箇所及び状況 ・住民の避難状況及び避難者の動向 ・危険物、高圧ガス等の漏洩・流出及び火災危険の状況 ・その他必要事項

2 資機材の確保

的確な消火活動を展開するには、消防部隊等に適切な資機材、物資の供給が必要となることから、平時から次により、必要資機材の把握に努める

- (1) 資機材の配置状況
- (2) 必要資機材等の種別
- (3) 資機材等の使用状況及び予備資機材の状況
- (4) 資機材等の調達先（協力先）の状況
- (5) 資機材等の使用期間

3 情報伝達

(1) 関係機関への伝達

ア 消防機関は、火災が発生し、拡大し、又は拡大が予想されるときは、推移状況、被害状況、拡大予測等について関係機関（県、警察署、町、隣接市町・消防本部等）に対し速やかに伝達するものとする。

また、詳細な情報が不明の段階であっても概要を速報するものとし、具体的、詳細な情報は判明次第逐次伝達する。

イ 消防機関から県への「火災即報」については、原則として、国が定めた「火災・災害等即報要領」による事項とするが、次のいずれかに該当する火災については火災発生後直ちに電話・FAXにより報告するものとする。

- (ア) 死者が 3 人以上生じた火災又は死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じた火災
- (イ) 特定防火対象物で死者が発生した火災
- (ウ) 空中消火を要請した林野火災
- (エ) タンカー火災、トンネル内車両火災、列車火災等社会的に影響が大きいもの
- (オ) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- (カ) 危険物の漏洩、流出、爆発等の事故

- (キ) 放射性物質の漏洩等の事故
- (ク) 可燃性ガス等の爆発、漏洩等の事故で、社会的影響の大きいもの
- ウ 県は市町からの通報又は自ら必要な情報の把握に努め、「火災・災害等即報要領」に基づき国（消防庁）に報告するとともに、必要に応じ関係機関に伝達する。
- (2) 応援要請必要時の情報連絡
 - 第4項広域消防応援の項参照
- 4 住民に対する安全対策
 - 大規模火災、危険物の流出・爆発等の発生時には、付近住民が危険にさらされるおそれがあり住民の安全確保対策が必要となる。
 - また、消火活動を円滑に実施するため付近住民等への規制措置も必要となることから、消防機関は、以下の対策を講じるものとする。
- (1) 火災警戒区域・消防警戒区域の設定
 - ア 火災警戒区域の設定
 - 消防長、消防署長又は警察署長（消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき）は、ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ火災が発生したならば付近住民の人命、財産等に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは火災警戒区域を設定し、区域内での火気の使用禁止、一定の者以外の者への退去命令・出入りの禁止等の措置を行う。
 - イ 消防警戒区域の設定
 - 消防吏員、消防団員又は警察官（消防吏員又は消防団員が現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員から要求があった場合）は、火災現場において、住民の生命又は身体の危険を防止するため及び消火活動、火災調査等のため、消防警戒区域を設定し、一定の者以外の者の退去命令又は出入りの禁止若しくは制限を行う。
 - ウ 設定・表示要領等
 - (ア) 警戒区域の設定に当たっては、災害の種別、規模、被害等の要因を総合的に判断し、設定の時期範囲、任務分担等を速やかに決定するとともに適切な表示や付近住民に対する広報等を実施する。
 - (イ) 警戒区域を定めた場合は、掲示板、ロープ、赤色灯等を利用して区域を明示する。
 掲示板による表示には、立入禁止の旨と実施責任者名（災害対策本部が設置された場合は町長又は権限を委任された者、その他の場合は、消防長又は消防署長）を明記し、必要に応じて区域設定理由、内容、範囲、期間等を付加する。
 - (ウ) 警戒区域には、関係者以外の者の立ち入り等の警戒と事故防止のため、所要の警戒員を配置し、携帯マイク、メガホン、ロープ、照明、赤色灯等を携行させて警戒、広報等を実施する。
- (2) 避難勧告・指示
 - 火災の延焼拡大、危険物等の漏洩、流出、爆発等の危険が予想される場合において、住民の身体生命の保護のため、必要に応じ避難勧告・指示、誘導を実施する。
 - ア 一般的な避難判断基準
 - (ア) 火災
 - a 延焼拡大の危険があり、人的被害が生じると予想されるとき。
 - b 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼危険の大きいとき。
 - (イ) 危険物の流出
 - a 危険物が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、又は発生が予想され人的被害が生じるおそれがあるとき。
 - (ウ) ガス等の漏洩
 - a 燃焼ガス、有毒ガス等が広域にわたり流出し、爆発その他の人的被害が予想されるとき。
 - イ 町長等の避難勧告・指示
 - 第5章第1節「避難勧告等」参照
 - ウ 避難場所・避難誘導

避難対策については第5章第1節「避難勧告等」及び第2節「避難所の設置運営」参照
なお、火災に関して留意する事項は以下のとおりである。

(ア) 避難場所の決定

町防災計画に定める避難場所のうち、火災現場より風上、風横にある公共施設及び広場を選定する。

(イ) 避難順位

火災現場の風下に位置する住民のうち病弱者、高齢者、障害者、子供、女性を優先する。

(ウ) 避難方法等

火災現場付近は、極度に混乱することが予想されることから、車両等を使用しないで徒歩を原則とする。

(エ) 避難経路

比較的時間的な余裕もあることから、安全にしかも消防活動を阻害しないで避難できる経路を選定する。

(オ) 避難誘導

消防団員、町職員によるほか、警察官、自主防災組織等の協力を得て実施する。

(カ) 避難場所・退去跡地の警戒

警察官、町職員及び消防団員を中心に行い、避難者の実態把握と避難場所・避難跡地の防犯活動を実施する。

5 災害広報

地域住民の不安や混乱の防止及び消防活動への協力を得るため、迅速かつ適切な広報活動を実施する。

この場合、情報の混乱をきたさないよう、町部局と消防機関で情報の一元化、役割分担等について協議するものとする。

なお、広報活動は、住民に対する広報と報道機関に対する報道広報に大別して行う。

(1) 住民広報

住民に対する注意と警戒を喚起するとともに避難勧告・指示等における不安の解消と迅速適切な避難を行うために実施する。

ア 災害情報

(ア) 気象情報

(イ) 被害状況

(ウ) 危険区域の状況、警戒区域設定状況

(エ) 安否情報

(オ) 道路交通情報

(カ) その他必要事項

イ 避難広報

(ア) 避難勧告・指示の出された地域の範囲等

(イ) 避難先（一時避難所又は避難所の所在地、名称）

(ウ) 避難経路

(エ) 避難の理由（危険切迫の理由）

(オ) 避難上の留意事項（戸締まり、火気の点検、服装、携行品、集団避難等）

(カ) 避難順位

(キ) その他必要事項

(2) 報道広報

警察、消防本部、町部局等と調整の上、次の事項について発表する。

なお、町に災害対策本部が設置された場合は、消防単独の発表は行わない。

ア 被害状況等

(ア) 消防活動の概況及び関係機関の対応状況等

(イ) 災害危険区域等

(ウ) 避難、警戒区域設定状況

(エ) 避難状況、災害に対する留意事項

(3) 伝達・広報手段

ア 広報は、町防災行政無線（同報系）、CATV、広報車、航空機、口頭伝達、テレビ、ラジオ等公共放送機関を活用して行う。

イ 住民等への伝達内容が緊急を要し、他の方法による伝達が困難な場合は、放送要請の手続きをとる。

この場合の手続き等については、第2章第5節「広報計画」参照

第2節 林野火災対策計画

林野火災の警戒及び延焼の防止等、林野火災に係る必要な応急対策計画について定める。

第1項 実施機関及び組織

第1節1項「実施機関及び組織」参照

第2項 火災気象通報及び火災警報の伝達

第1節2項「火災気象通報及び火災警報の伝達」参照

第3項 林野火災に係る消防活動

1 消防活動の実施機関

(1) 町長は、当該区域における消防責任を有していることから、林野火災の予防対策及び消火活動について全力を傾注して実施する。

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関は、林野火災防御図の活用を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時機を失することなく、近隣市町に応援要請を行うなど早期消火に努める。

(2) 県は、自ら出火防止対策に必要な措置をとるとともに、町が実施する消防活動の円滑化を図るため、関係機関、他の市町との連絡調整等の任にあたる。

火災の規模が拡大し、非常事態の場合に特に必要がある時は、市町長、消防長に対して知事は災害防ぎょ措置に関し指示し、又は他の市町に対して応援出動の措置を求める。

県は、他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りつつ、ヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火の早期実施を行うよう努めるものとする。

(3) 林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努める。

(4) 住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

2 消防活動の組織体制

第1節第1項2「消防の組織体制」参照

3 林野火災対応の概要

林野火災の消防活動については、地理的・地形的・気象的要因等により多くの困難を伴い、又活動そのものも特殊な対応を求められる。迅速かつ的確な消火活動を実施するには林野火災対応の概要をあらかじめ把握しておく必要があることから以下にその概略を示す。

事象の経過	町・消防機関の対応	関係機関の対応
異常気象	警戒体制の措置 1 火災警報の発令 2 広報の実施 3 森林パトロールの強化 4 出動準備体制 (1) 消防車両、資機材等の点検整備 (2) 指揮命令系統の確認 (3) 非番職員（団員）の招集準備	1 下関地方気象台 「火災気象通報」の発表 2 山口県 (1) 防災危機管理課 町・消防本部、森林整備課へ「火災気象通報」の伝達 (2) 森林整備課（農林事務所（森林部）） 森林保全巡視指導員によるパトロールの強化

事象の経過	町・消防機関の対応	関係機関の対応
	(4) 車両の移動配置準備	
出火	覚知（通報受信） 1 覚知情報の伝達 2 出動 (1) 火災初期における防ぎよ体制 ア 非番職員、団員の非常招集 イ 現場指揮本部の開設 ウ 車両部署、水利部署位置の選定 エ 消火隊員の進入位置、注水位置の選定 オ 現場全体の状況把握と飛火警戒 3 消防防災ヘリコプター出動要請	1 覚知情報入手 (1) 県の対応 ア 消防防災ヘリコプターによる状況把握 イ 自衛隊への通報・協議 ウ 県警察ヘリによる状況把握要請 エ 市町からの情報収集 オ 関係先連絡 カ 下関地方気象台からの情報収集 (2) 森林組合等 (3) 隣接市町・消防機関 ア 警戒体制 イ 隣接市町・消防機関 ・ 応援隊員の確保 ・ 資機材の確保と点検 ・ 応援隊輸送準備
火災拡大	1 広域応援要請（隣接・他県消防） 2 自衛隊派遣要請 3 空中消火準備 (1) ヘリポート位置の決定、設営 (2) 水利の選定 (3) 空中消火基地要員の準備 (4) 隣接市町等から空中消火資機材の確保 ア 水のう イ 消防ポンプ車 ウ 無線通信設備 4 付近住民に対する広報と協力要請 5 危険地域住民に対する避難勧告・避難指示 6 広域応援、自衛隊応援に係る必要な体制の確立 (1) 指揮・連絡調整体制の確立 (2) 補給体制の確立 (3) 通信体制の確立 (4) 宿泊施設の確保 (5) 必要資機材の確保	県の対応 (1) 消防防災ヘリコプターによる空中消火 (2) 隣接県への広域応援要請 ア 消防庁への要請 イ 隣接県防災危機管理課への連絡 (3) 自衛隊災害派遣要請 ア ヘリコプター・要員の派遣 イ 消火資機材の搬送 ウ 地上部隊員の派遣 (4) 消火活動基地に防災危機管理課職員を連絡調整要員として派遣
鎮圧	1 残火処理 (1) 再発防止対策 ア 残火処理部隊の編成 イ 警戒要員の配置 2 関係機関への連絡	県の対応 1 関係機関への報告等 (1) 消防庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先 2 派遣部隊撤収要請
鎮火	1 関係機関への連絡 2 出動部隊の撤収	県の対応 1 関係機関への報告等

事象の経過	町・消防機関の対応	関係機関の対応
	(1) 部隊人員、負傷者の確認 (2) 利用資機材の点検 3 火災調査 (1) 火災原因関係 (2) 火災防ぎょ鎮圧活動関係	(1) 消防庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先 2 警察の対応 (1) 火災原因の究明等

4 消防資機材の貸付け

(1) 県（防災危機管理課・森林整備課）が保有する林野火災対応資機材

県は、林野火災対策用資機材として、空中消火時に使用する水のう、樹木伐採用のチェーンソー等の整備を進め関係先に寄託している。

(2) 貸付け手続き

ア 借受側（町）の手続き

「災害対策用資機材貸付け申請書（様式第1号）」を、空中消火用資機材にあつては防災危機管理課長へ、農林水産事務所（森林部）所有資機材にあつては関係（最寄りの）農林水産事務所森林部長に提出する。

ただし、事態が急迫している場合は、口頭又は電話により行い事後速やかに申請書を提出する。

イ 連絡先

(ア) 勤務時間内 山口県防災危機管理課

(TEL 083-933-2370)

岩国農林水産事務所

(" 0827-29-1565)

(イ) 勤務時間外

県防災危機管理課（当直員）、農林水産事務所森林部長宅（森林づくり推進課長宅）

ウ 借用証の提出

借受に係る資機材を受領するときは、「資機材借用証」を、防災危機管理課長又は農林事務所森林部長（以下「貸付者」という。）あてに提出する。

エ 貸付け条件

(ア) 貸付資機材については、借受者の責任において管理する。

(イ) 災害派遣要請に基づき出動した自衛隊、他市町、他県等からの応援者が使用する場合は派遣を要請した市町長に貸付けたものとする。

この場合の借受手続きは（2）、（3）の手続きによる。

(ウ) 借受者は、借受資機材の輸送、使用に係るオイル、ガソリン等の補給に要する経費を負担する。

(エ) 借受資機材を滅失又は破損したときは、貸付者に報告し、その指示に従い、借受者において補てん又は修繕を行なう。

ただし、借受者の責任でないことが明らかであると貸付者が認めた場合はこの限りでない。

(オ) 借受者は、借受資機材を目的外に使用してはならない。

(カ) その他貸付者が必要と認めた事項

第4項 広域消防応援

町の消防力の全力をあげても林野火災への対応が困難なときには、近隣市町、他県の消防隊の応援（航空消防応援）を得て対応することになる。

広域消防応援要請に必要な手続き等については、山口県地域防災計画第24章「広域消防応援・受援に係る計画」を参照

第5項 自衛隊の支援活動

大規模な林野火災になると広域消防応援に加え自衛隊の消防活動が必要になる。特にヘリコプターによる空中からの消火活動支援は、火災の早期鎮圧を図る上で必要であることから、派遣要請等に係る事項について定める。

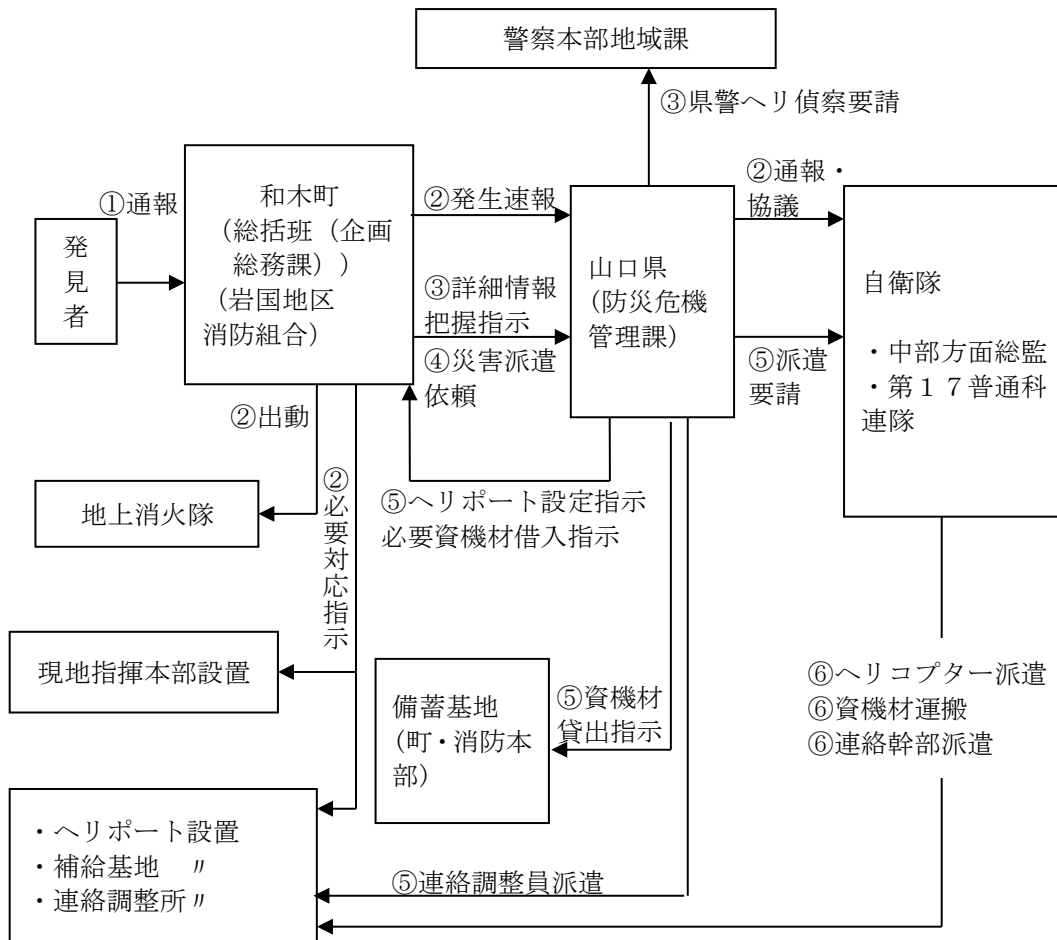
1 自衛隊の災害派遣要請

災害応急対策活動に係る自衛隊の災害派遣要請に係る一般的事項については、第7章第2節「自衛隊災害派遣要請計画」参照

2 ヘリコプターの派遣要請にあたっての留意事項

要請にあたっては、次のことを十分考慮する。

- (1) 空中消火を実施する時間帯は日の出から日没までであること
- (2) 要請したヘリコプターが現地に到着するのに要する時間
- (3) 空中消火基地（給水・薬剤補給活動拠点）設営の準備に要する時間
- (4) 空中消火用資機材（水のう・薬剤等）の集積に要する時間
- 3 林野火災発見から自衛隊ヘリコプター出動までの手順



4 空中消火活動体制

(1) 現地指揮本部

ア 現地指揮本部は、空中消火を効果的に実施するため、地上消火隊と空中消火隊の連携を図り、統一的な指揮をとる。

自衛隊が派遣された場合、現地に自衛隊連絡調整所を設置することになるが、指揮本部の機能を充実して対応することもできる。

イ 現地指揮本部の空中消火に関する任務

(ア) 情報統括

上空偵察用航空機、空中消火用ヘリコプター、地上消火隊及びその他の関係機関からの情報収集及び情報の統括を行う。

(イ) 空中・地上消火隊との活動統制

防ぎよ戦術の実施に際して、各消火隊が有機的に活動できるよう関係機関との間の連絡調

整を図る。この場合自衛隊の災害派遣部隊指揮者との連絡調整の円滑化に特に配慮する。

(2) 補給基地ヘリポート

ア 補給基地ヘリポートの選定

補給基地ヘリポートの設置場所は、火災現場及び現地指揮本部に近く、資機材及び人員輸送等のための車両の進入が容易で、おおむね次の条件を満たす平坦な場所を選ぶ。

(ア) ヘリコプターの不時着あるいは吊下物の落下を考慮し、離着陸方向に人家、道路等がない場所であること。

(イ) 消火剤吊り下げ時は、風向に正対して離陸することが多いので、着陸方向以外にも障害物がない場所であること。

(ウ) 気流の安定した場所であること。

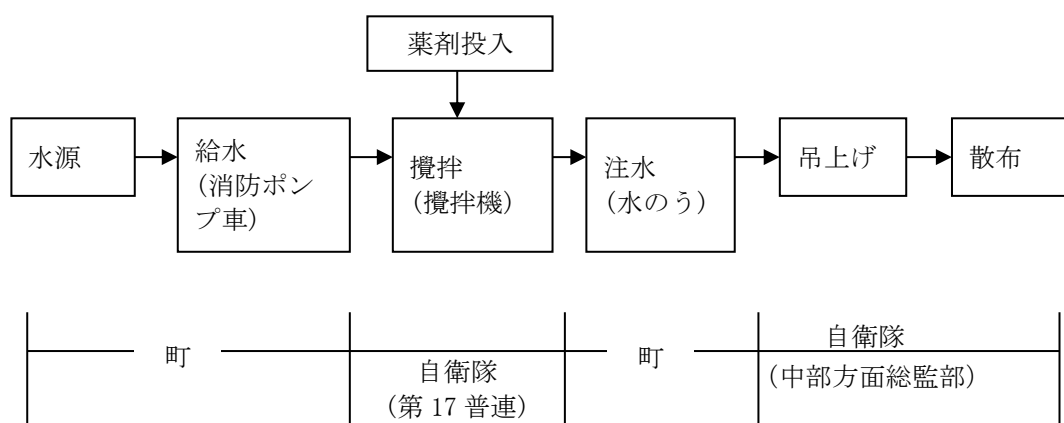
イ ヘリポートの設営

林野火災に係るヘリポートの設営については、県「林野火災用空中消火資機材運用基準」による。

(3) 補給作業

ア 補給作業体系

班長	給水係	薬剤注入係	連絡警戒員	計	備考
1	4	4	6	15	消防無線・消防ポンプ車（1台） 防塵眼鏡・防塵マスク・ハンドマイク・手旗等用意



イ 補給作業の内容

(ア) 給水作業

(イ) 薬剤準備・投入作業

(ウ) 攪拌作業

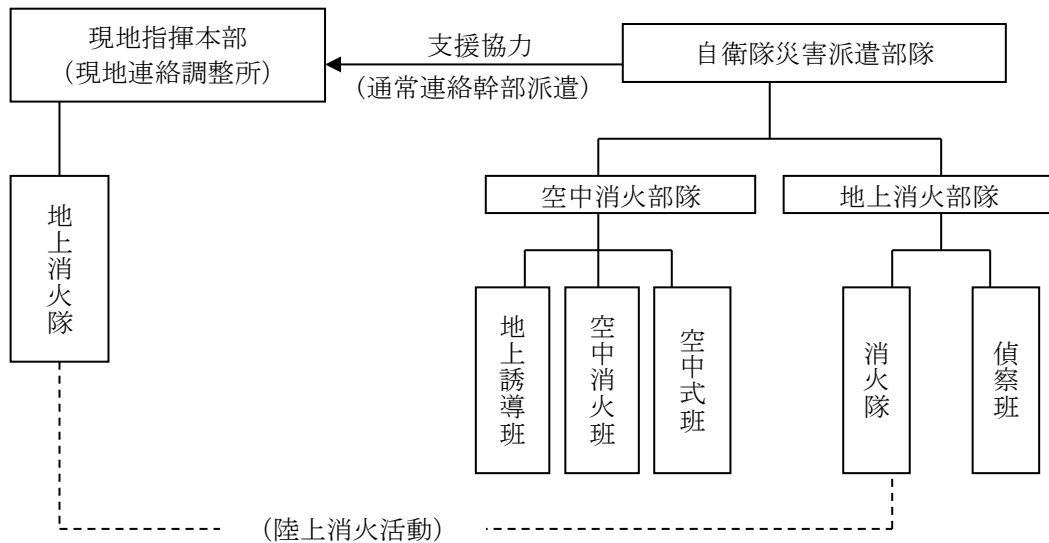
(エ) 消火剤注水作業

ウ 作業1個班の人数

町等が受け持つ作業内容を上記とした場合の一般的人数は下記のとおり。

要員の確保にあたってはこれを目安に要員を確保するものであること。

5 自衛隊派遣部隊の現地組織
 (1) 自衛隊空中消火現地組織図



6 空地連絡体制

現地指揮本部の責任者、県からの派遣者及び自衛隊災害派遣部隊連絡幹部は、空中消火作業開始前、途中において次の事項について綿密に協議を行い空中消火作業に支障のないようにするものとする。

(1) 空地連絡

上空と地上の間における連絡手段、要員の配備

(2) 偵察

火災の状況、空中消火区域など地図（地形・林相図等）に基づき十分打ち合せをし、必要により火災現場の調査飛行を行う。

(3) 地上消火隊との連携

効果的に消火活動が行われるよう火災現場の延焼状況、風向等を常に把握し、消火及び防ぎよ方法について地上消火隊との連携を図る。

(4) 消火効果の連絡

地上消火隊と緊密な連携をとり、空中消火薬剤の散布状況との効果を正確に把握する。

7 安全基準

空中消火活動時にあたっては、次の事項に十分注意し、事故の防止を図るものとする。

(1) 一般的注意事項

- ア 作業開始前に連絡方法等について十分打ち合せした後、作業を開始すること。
- イ 作業時の服装は、行動しやすく安全を考慮したものを着用すること。
- ウ ヘリコプターの行動には十分注意を払うこと。
- エ 補給基地及びヘリポートの周囲には、標識を立て関係者以外立ち入りを禁止するとともに、ヘリコプターの飛行経路下には注意標識を立てるなどして一般人の注意を喚起すること。
- オ 燃料（ガソリン、ヘリコプター燃料補給車等）の周囲50m以内は、火気の使用を禁止するとともに、常に火災予防に心がけ、火気の使用に細心の注意を払うこと。

(2) ヘリコプター活動中の注意事項

- ア 飛行及び地上作業要領について、事前の連絡調整を十分行い、相互の意志の疎通を図ること。
- イ ヘリコプターから半径15m以内での火気の使用を禁止すること。
- ウ ヘリコプターの離着陸地点付近及び離着陸方向は常に開放しておくこと。
- エ ローター回転中はヘリコプターの直前を横切ったり、みだりに接近しないこと。

オ ヘリコプターに接近する場合は、誘導員(多くの場合自衛隊員)又はパイロットに連絡(合図)した後、前方から接近すること。

第6項 住民等の安全対策

都市化の進展に伴い、林野と接する地域での宅地開発が進み、林野火災発生時には付近住民が危険にさらされるおそれがある。また入山者、遊山者も危険にさらされる。

1 避難勧告・指示、警戒区域の設定

(1) 町長は、林野火災の延焼拡大により住民の生命安全に危険が及ぶとき、又は予想されるときは法に基づき必要と認める地域の居住者、滞在者に対して避難勧告、指示を行うとともに、火災警戒区域、消防警戒区域の設定を行い、住民の生命身体の安全確保を図る。

避難勧告・指示及び警戒区域の設定に係る事項については、第1節第3項4住民に対する安全対策の項参照

(2) 入山者、遊山者があるときは、入山の状況、所在等について、付近住民等から情報を収集し、広報車、携帯拡声器、ヘリコプター等を利用し、安全な場所に避難するよう呼び掛け誘導する。

2 避難場所、避難誘導

避難について措置すべき事項は第1節第3項4(2)ウ参照

第7項 災害広報

町及び消防本部は、地域住民の不安や混乱の防止及び消火活動への協力を得るため必要な情報を住民等に伝達する。林野火災時において住民への伝達事項等は下記のとおり。

火災時における広報活動等に関しては第1節第3項5参照

1 災害広報事項

- (1) 気象予警報・注意報発表
- (2) 災害危険区域等に関する事
- (3) 避難、警戒区域設定に関する事
- (4) 消火活動の概況及び関係機関の対応に関する事
- (5) その他必要事項

2 伝達手段

- (1) 町防災行政無線(同報系)、CATV等
- (2) テレビ・ラジオ等公共放送機関
- (3) 広報車
- (4) 職員及び自主防災組織による口頭伝達

第8項 残火処理等

林野火災は焼失面積も広大で、区域全般について詳細に残火を点検し処理することは困難であり、特に堆積可燃物下の深部、老古木の空洞、根株、朽木類の残火は長時間にわたって燃焼する。

また、残火処理の段階になると消火隊員の疲労もピークに達しており、注意力も散漫になりやすく、これらの特性を踏まえ、特に次の事項について留意するものとする。

1 残火処理留意事項

- (1) 残火処理隊を特に編成して組織的に残火処理にあたること。
- (2) 残火処理については、防ぎよした焼失線の端から逐次発火点に向かって処理する。
- (3) 堆積可燃物の処理にあたっては、注水可能な場合は十分に浸潤させ、残火の掘り返しを併用して入念に消火する。

また注水が十分行えないときは、覆土によって窒息消火を行う。

(4) 朽木、空洞木等で、樹幹内に火が残っているおそれがあるものは、注水又は切り倒して確実に処理する。

(5) 残火処理が終了した後も、必要な監視警戒を行うための要員を残留させ、巡視及び応急処置を行わせる。

2 事後措置

(1) 確認事項

残火処理が終了し、部隊の撤収に際して現地本部責任者（指揮者）は、次の項目について確認するものとする。

- ア 部隊人員、負傷者の有無、負傷者に対する措置等
- イ 利用資機材の点検
- ウ その他

(2) 火災調査

鎮火（鎮圧）に成功したときは、直ちに火災調査班を編成して、出火原因、火災の推移及び損害額等について調査する。

(3) 調査事項は、おおむね次のとおりとする。

- ア 火災原因関係
 - (ア) 火災発生日時、場所
 - (イ) 発生原因
 - (ウ) 失火地域の地況、林況及び発火前後の気象条件
 - (エ) 被害状況
- イ 火災防ぎょ鎮圧活動関係
 - (ア) 消防機関の覚知時刻及び経過
 - (イ) 出動人員及び出動時刻
 - (ウ) 現場到着時刻、経路及び到着時の火勢の状況
 - (エ) 防ぎょ活動状況（応急防火状況、応用戦術、防火線設定種類・延長等）
 - (オ) 広域応援部隊の活動状況
 - (カ) 残火処理活動
 - (キ) 防ぎょ指揮及び防ぎょ作業の経過概要
 - (ク) 救護、資機材給与概要
 - (ケ) その他

第9項 二次災害の防止活動

- 1 国及び地方公共団体は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害の危険箇所の点検等を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的かつ速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。